

第3章

全体構想

1. 都市づくりの理念と将来像
2. 都市づくりの目標
3. 都市づくりの基本方針
4. 将来の都市構造
5. 部門別の方針

1. 都市づくりの理念と将来像



古賀市は、都市部に住宅や商業・業務施設をはじめ、県内でも有数の製造品出荷額を誇る工場群などを有しており、市外からの就業者も多い都市です。また、市内には南北に国道3号・九州自動車道などの広域幹線道路やJR鹿児島本線があり、交通至便な土地柄です。海岸部には松林、郊外部には“里山”ともいえる自然・農業環境も整っており、生産環境、消費環境、住環境のすべての魅力を併せ持つ都市といえます。

しかし、都市計画区域外の地域における無秩序な開発による生活環境の悪化、市街化調整区域内の集落における人口減少や、少子高齢化によるコミュニティ活力の低下、耕作放棄地の増加による農地の荒廃、中心市街地の衰退など、様々な都市づくりの課題が出てきています。

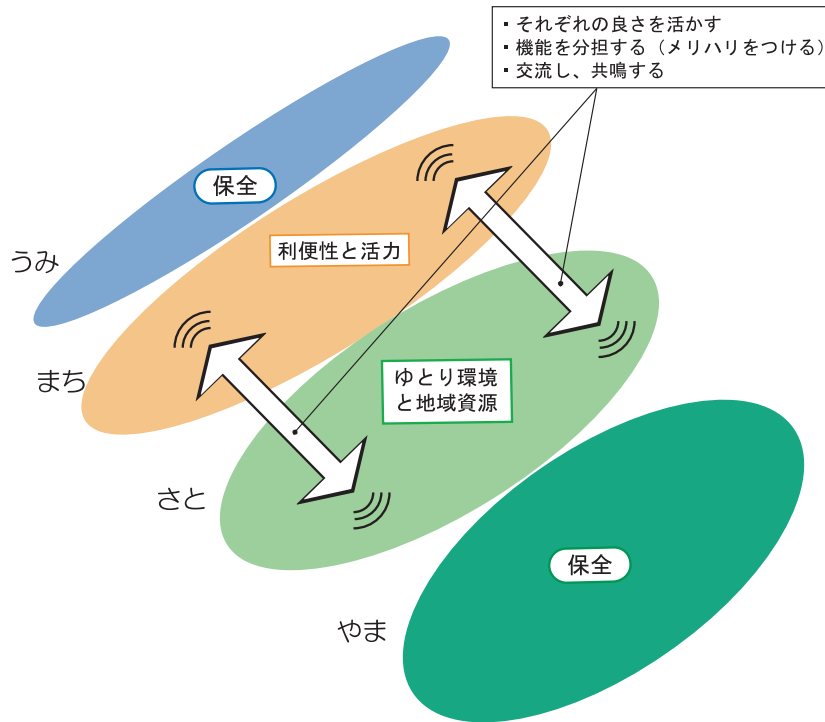
また、南北間幹線道路に比べて遅れている都市部と郊外部を結ぶ東西間の幹線道路、JR駅への接続道路や駅前広場、公共下水道や農業集落排水など、都市基盤の整備も計画的に進めていく必要があります。

今後、景気の低迷や厳しい財政状況が続くことが予想される中、少子高齢化への対応、資源消費型から循環型社会への転換、開発型から既存施設の有効活用及び量的な拡大から質的な充実など、将来を見据え、身の丈にあった都市づくりが求められています。

これらを踏まえ、これからの古賀市は“まち”が持つ利便性と活力（公共交通の利便性、教育・医療・福祉施設の集積、商・工業などの産業の集積）と、“さと”が持つゆとり環境と地域資源（営農環境と居住環境との調和、自然や里山のゆとりある景観、歴史性を有する地域資源など）を機能分担し、それぞれの良さを活かしたメリハリのある都市づくりを進めます。そのことによって“まち”と“さと”とが交流しあい、共鳴しあう都市づくりを目指します。



図3-1 都市像イメージ



2. 都市づくりの目標

都市づくりの理念を踏まえ、次のとおり4つの目標を掲げます。

図3-2 都市づくりの理念と目標

- “うみ”と“やま”の自然を大切にする都市づくり
- “まち”の利便性と魅力を高める都市づくり
- “さと”のゆとり環境と潤いを保つ都市づくり
- “まち”と“さと”をつなぐネットワークづくり

市民、事業者、行政との共働による都市づくり

3. 都市づくりの基本方針



●“うみ”と“やま”の自然を大切にする都市づくり

<p>“うみ”と“やま”に広がる自然環境の保全と活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防風保安林や国定公園に指定され、環境及び景観上の貴重な役割を果たしている“うみ”及び水源涵養や生態系の保持の役割を果たしている“やま”の自然環境を大切にし、今後とも保全していきます。また、市民の憩いやレクリエーションの場として活用していきます。
--------------------------------	---

●“まち”の利便性と魅力を高める都市づくり

<p>中心市街地の活性化のための環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・J R 古賀駅東側に立地する工場には、長期的視点に立って移転を働きかけ、その跡地については商業・業務機能などを集積し、賑わいと活気のある都市空間の形成を目指します。 ・J R 古賀駅までの接続道路や駅前広場の整備にあたっては、ユニバーサルデザインを取り入れ利便性の向上を図るとともに、景観にも配慮した個性と特色のある街並みづくりを進めます。
<p>工業用地の拡張</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既存工業団地の周辺に工業用地を拡張し、J R 古賀駅東側の工場等の移転促進や、古賀市の産業活動の活性化を進めます。
<p>住宅地における生活道路と防犯灯・街路灯の整備促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・古賀市内の生活道路の中で防災及び交通上、問題となっている狭あい道路や交差点の改良、歩道の整備などを進め、市民の日常的な生活環境の安全性を高めます。 ・防犯及び交通上、危険な箇所を選定し、適切な位置に防犯灯・街路灯の整備を進めます。
<p>公園、遊歩道の整備促進と既存公園の適切な管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域内の適切な位置に公園を整備するとともに、古賀グリーンパーク、薬王寺水辺公園、千鳥ヶ池公園、鹿部山公園、岳越山公園などの既存公園の適切な維持管理を図り、市民の憩いやレクリエーションの場としての機能向上を進めます。 ・遊歩道として整備されている「歩いてん道」の適切な維持と利用促進を図ります。
<p>良好な街並み景観、沿道景観の形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市景観表彰などを通じ、市民一人ひとりの景観に対する意識の醸成に努めます。 ・鹿部山公園や千鳥ヶ池公園など市街地の緑地景観、河川などの自然景観、神社仏閣周辺の景観及び歴史的な建物などは保全・活用に努めます。 ・国道3号、国道495号、J R 鹿児島本線の沿線は、景観上、古賀市を印象づける重要なエリアであることから、屋外広告物や建築物の色彩などのルールづくりを進め、良好な景観の形成を誘導します。 ・中心拠点であるJ R 古賀駅周辺では、活気や賑わいとバランスを図った景観づくりに努めます。 ・市街地の大半を占める住宅地においては、地区計画や建築協定の活用により良好な景観の形成を誘導します。

●“さと”のゆとり環境と潤いを保つ都市づくり

秩序ある土地利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> 現在の都市計画区域外の地域は、平成 22（2010）年度を目途に市街化調整区域に編入し、秩序ある土地利用を進めます。
“さと”の営農環境との調和を図った住宅地の形成	<ul style="list-style-type: none"> “さと”においては、地区計画により農地と住宅地とのメリハリのある土地利用を進め、地域の活力の維持・増進及び営農環境との調和を図ります。 “さと”の田園景観と調和した豊かな集落環境を守るため、地区の方々と協議しながらルールづくりなどを進めます。
幹線道路沿い及び古賀インターチェンジ周辺の低・未利用地の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> 国道 3 号西側の高田地区は、地区計画を活用した土地区画整理事業など面的整備を実施し、市街化区域に編入した上で良好な商業・業務地及び住宅地の供給を図ります。 主要地方道筑紫野・古賀線沿線及び古賀インターチェンジ周辺では、農業との調和を図りながら、適切な位置に流通施設や沿道サービス施設及び生活利便施設などを誘導し、古賀市の地域経済の活性化を進めます。
上下水道の整備と利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 上水道の安全で安定的な供給を図るため、老朽施設の更新事業を計画的に進めるとともに、今後とも水道加入率の向上に努めます。 河川など公共用水域の水質保全や、快適な生活環境の確保のため、今後とも土地利用の状況や経済性を勘案しながら、公共下水道事業や農業集落排水事業の推進及び合併処理浄化槽の普及促進に努めます。

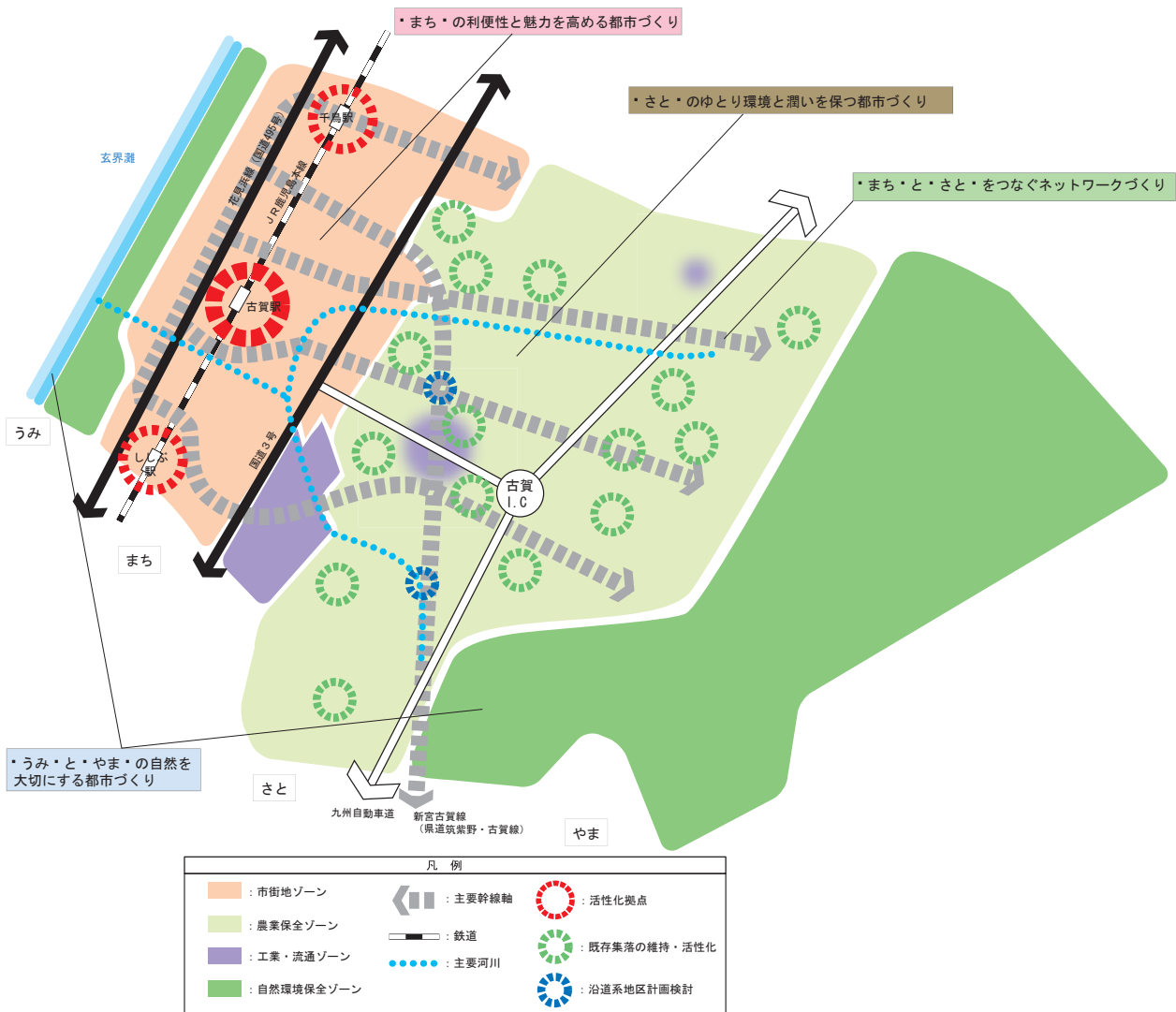
●“まち”と“さと”をつなぐネットワークづくり

東西軸幹線道路の整備推進	<ul style="list-style-type: none"> 古賀市の南北方向の道路、交通網を活かし、都市部と郊外部をつなぐ東西方向の幹線道路の整備を行い、市域としての一体的な発展を進めます。
公共交通ネットワークの確保	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通ネットワークを地域の実状に応じた形で確保し、“まち”と“さと”の連携を強化します。

4. 将来の都市構造

まちづくりの方向を踏まえて、本市の将来の都市構造の基本的な考え方をゾーン（面）、交通軸（線）、拠点（点）の3つにまとめ次のように示します。

図3-3 将来の都市構造イメージ



5. 部門別の方針



(1) 土地利用の方針

基本的な方向性

1 “うみ”と“やま”を保全継承

大都市近郊にありながら豊かな自然環境を有する古賀市の特性を活かし、今後とも市民共通の財産である“うみ”と“やま”の自然環境を保全し、次世代へ継承していきます。

2 “まち”は量の拡大から質の向上へ

“まち”では、環境負荷の低減や少子高齢化社会に対応した土地利用を進めるため、都市機能の分散立地や市街地の無秩序な拡大を抑制し、既存の都市基盤を有効活用しながら計画的・効率的に増加人口に対応していきます。また、都市の活力や賑わいを維持・創出するためJR駅を中心とした拠点整備を進め、景観にも配慮した魅力的で利便性の高い市街地の形成を目指します。

3 “さと”は住居と農地のメリハリある土地利用の推進

“さと”では、住居と農地との調和に配慮するとともに用途の混在化を防止し、既存集落のコミュニティを中心とした居住地づくりを目指します。このため、現都市計画区域外の地域は全域を都市計画区域に編入し市街化調整区域とすることにより、都市計画法に基づく秩序ある土地利用を推進します。また、古賀市の新たな活力と交流を創出するため、有効利用が見込める土地については、農業や自然環境に配慮しながら適切な土地利用転換を図っていきます。



1 量的拡大から質の高いまちづくりへ

市街化区域においては、環境負荷の低減や少子高齢化社会に対応していくため、今後は量的な拡大から、既存施設の有効活用や、高齢者や障害者など誰もが安全かつ快適に利用しやすい施設づくり、既存都市基盤施設の維持・改修など、より質の高いまちづくりを進めます。

2 JR駅を中心とした拠点づくり

通勤や通学、買い物など人の活動の拠り所となるJR駅は、古賀駅を中心拠点、千鳥駅及びししぶ駅を拠点と位置づけ、アクセス道路など周辺整備を進め交通結節機能の強化を図ります。

3 人口増への適切な対応

市街化区域内の低・未利用地における土地区画整理事業などの面的整備、JR古賀駅周辺市街地の高度利用による集合住宅の適切な誘導、既存住宅地内の空き地・空き家の活用を図るなど、計画的・効率的に人口増加を図っていきます。

4 産業と住環境とのバランスある土地利用

現工業団地周辺に新たな工業用地を拡張することを視野に入れ、長期的な観点から市街地内にある既存工場の移転誘導を促進し、跡地の有効利用により市全体として産業と住環境とのバランスが取れた土地利用を目指します。

◆ 利用区分別の方針 ◆

①低層住宅地域	<ul style="list-style-type: none"> 古い既存住宅地においては4m未満の狭あい道路が多くあることから、長期的な視点から改善し、生活環境や防災性の向上を図ります。 各地域に適した「建築協定」や「地区計画」の制度を積極的に推進し、緑化や景観にも配慮した、ゆとりと潤いのある住宅地の形成を目指します。 今後増加が予想される空き家・空き地を有効に利用していくため、住み替えなどの仕組みづくりを検討します。
②低・中層住宅地域	<ul style="list-style-type: none"> 高さ制限の指定がない第1種住居地域などの住居系地域においては、地区計画などにより地域の実状に応じたきめ細かなルールづくりを推進し、周辺の低層住宅地への日照や交通及び景観などに配慮した低・中層住宅の立地誘導を図ります。
③商業地域	<ul style="list-style-type: none"> J R 古賀駅西側は、商業・業務地のほか集合住宅地としての利用価値も高い地域であることから、引き続き土地の高度利用を図るとともに、ゆとりある歩行者空間やオープンスペースを計画的に配置し、商業と住居との共存を目指します。 J R 古賀駅東側に立地する工場は、長期的視点に立って工業団地周辺への移転を働きかけ、その跡地については商業・業務機能や公共・公益機能が集積し、賑わいと活気のある都市空間の形成を目指します。 美明地区の国道3号沿線については、周辺の住環境に配慮しながら、商業・業務施設や生活利便施設などを誘導します。
④中心拠点・拠点	<ul style="list-style-type: none"> J R 古賀駅周辺は「中心拠点」として位置づけ、都市的な賑わいと活力ある中心市街地の形成を図っていくため、アクセス道路や駅前広場の整備などにより、その機能の向上を図るとともに、本市の玄関口となる地域として、景観にも配慮しながら個性と特色のある街並みづくりを進めます。 J R 千鳥駅及びJ R ししづ駅は「拠点」と位置づけ、交通の流れを円滑にし、駅利用者の利便性を高めるため周辺整備を進めるとともに、地域の実状に応じた生活利便施設などの誘導を検討します。
⑤住宅・商業共存地域	<ul style="list-style-type: none"> 天神・花見地区の国道495号沿線、舞の里地区の国道3号沿線の一部は、住宅・商業共存地域に位置づけ、周辺の住宅地との環境及び道路景観、自動車利用への対応などに配慮しながら、商業・業務施設や生活利便施設、集合住宅などを誘導します。
⑥住宅・商業・工業共存地域	<ul style="list-style-type: none"> 本地域は準工業地域に該当し、住宅・商業・工業が混在するエリアですが、メリハリのある土地利用に配慮し、それぞれの用途との調和を図った施設立地を誘導します。また、長期的な視点では住居系の用途への変更を検討します。
⑦工業・流通地域	<ul style="list-style-type: none"> 工業団地ではまちの発展や活力増進のため、工場の立地を促進します。 新たな工場の受け入れについては工業団地周辺地において工業用地の拡張を行い、計画的に誘致します。
⑧その他	<ul style="list-style-type: none"> 千鳥ヶ池公園、鹿部山公園、花鶴が浜公園は市街地内の貴重な緑・レクリエーション拠点となっていることから、今後とも維持・保全します。 西鉄宮地岳線跡地については、周辺の土地利用や交通網との関係に配慮し、その有効活用を検討します。

市街化調整区域の方針

1 全域都市計画区域編入により秩序ある土地利用の推進

無秩序な開発を抑制し、農業や自然環境との調和の取れた土地利用を推進していくため、古賀市全域を都市計画区域に編入し、現在の都市計画区域外の地域を市街化調整区域に指定します。

2 豊かな自然環境の保全

市街化調整区域内に広く存在する山林、海岸部、河川、ため池などの豊かな自然環境は、市民共通の財産であることから今後とも適切に保全し、次世代へ継承していきます。

3 既存集落の活力維持・回復

少子高齢化などにより活力が低下している“さと”の既存集落については、将来の地域コミュニティ活力維持・回復のため、地区計画制度を活用し、一定の優良な住宅を受け入れていきます。

4 営農環境や自然環境と調和した適切な開発誘導

営農環境や自然環境との調和を図りつつ住宅地と農地を適切に配置し、メリハリある土地利用を進めます。また、古賀インターチェンジ周辺や主要地方道筑紫野・古賀線沿線など利用価値の高い土地については、地区計画制度を活用し、農業との調整を図りながら適切な開発を誘導していきます。

※市街化調整区域の方針は、平成 22（2010）年度を目途に市全域を都市計画区域へ編入し、現在の都市計画区域外の地域を市街化調整区域に指定することを前提としています。

◆利用区分別の方針◆

①集落居住地域	<ul style="list-style-type: none">・少子高齢化などを背景とし地域の活力が失われつつある既存集落については、地区計画制度を活用し、周辺の自然環境や営農環境と調和した良好な住宅を計画的に受け入れます。また、土地利用の混在化を防ぐため、基本的に住宅以外の建物は制限します。・工場や倉庫等の混在が見られる集落居住地域においては、長期的視点から住宅地への用途の純化を誘導するとともに、地域の実情に即した良好な住環境の形成を目指します。・既存集落の生活環境の向上を図っていくため、狭あい道路の改良整備、上水道、公共下水道や農業集落排水あるいは合併処理浄化槽など、市街化調整区域として適切かつ効率的な生活環境整備を行います。
---------	--

②農業保全地域	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域内の農地やため池については、今後とも優良農地を中心に保全していくとともに、ほ場整備や農道・用排水路整備などの基盤整備を進めます。特に、担い手農家には農地の集約を進め、農業の振興を図ります。 ・耕作放棄地や未利用地となっている農地については、担い手農家への耕作のあっせんや、農地銀行制度の活用、市民農園としての活用など、その有効利用を図ります。 ・都市的な土地利用転換を図る際は、農地が持つ環境的な要素に配慮し、調和の取れた土地利用を進めます。
③森林保全地域	<ul style="list-style-type: none"> ・森林については、古賀市森林緑地環境保全条例に基づき、保存すべきエリアを明確にし、その保全と維持管理に努めます。また、犬鳴山系の森林は、その多面的機能の維持保全に努め、危険な個所は保安林の指定に努めていきます。 ・海岸部の白砂青松の自然環境と景観の保全に努め、次世代に継承していきます。 ・森林保全地域は、本市及び周辺市町住民の貴重なレクリエーションや癒しの場となっており、今後とも必要に応じて活用します。
④緑・レクリエーション拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・古賀グリーンパーク、岳越山公園、小野公園、薬王寺水辺公園などは市街化調整区域の貴重な緑・レクリエーション拠点となっており、今後とも維持・保全に努めます。
⑤その他 (非住居系地区計画 適用想定エリア)	<ul style="list-style-type: none"> ・「玄望園」及び「古賀インターチェンジの主要地方道筑紫野・古賀線への接続点から概ね半径 500 m のエリア」では、その立地条件を活かし、社会・経済動向を見据えながら、工業・流通機能を有する土地利用を図ります。 ・主要地方道筑紫野・古賀線「古賀浄水場入口交差点」付近は、その立地条件を活かし、近隣住民の日常の買い物等の生活利便施設や沿道サービス施設、流通施設などを誘導します。 ・主要地方道筑紫野・古賀線「グリーンパーク入口交差点」付近は、その立地条件を活かし、近隣住民の日常の買い物等の生活利便施設や沿道サービス施設、流通施設などを誘導します。 ・物流総合効率化法に基づき、インターチェンジ周辺において社会的に必要性が認められる流通施設は、既存施設の拡張を含め、適切な位置にその立地を誘導します。
⑥その他 (市街化区域への編入 想定エリア)	<ul style="list-style-type: none"> ・国道 3 号西側の高田地区は、現在、有効な土地利用がなされていないことから、地区計画を活用した土地区画整理事業など面的整備を実施し、市街化区域に編入した上で良好な商業・業務地及び住宅地の供給を図ります。 ・新たな企業の受け入れや J R 古賀駅周辺など中心市街地に立地している工場の移転を視野に入れ、現工業団地の周辺で新たな工業用地の拡張を進めます。 ・人口や産業の動向を踏まえつつ、現市街化区域内での土地利用が充足し、新たな市街化区域の拡大の必要が生じた場合は、国道 3 号東側（今在家、庄）の地域において市街化区域の拡大を検討します。

図 3-4 市街化調整区域（さと）の集落形成イメージ

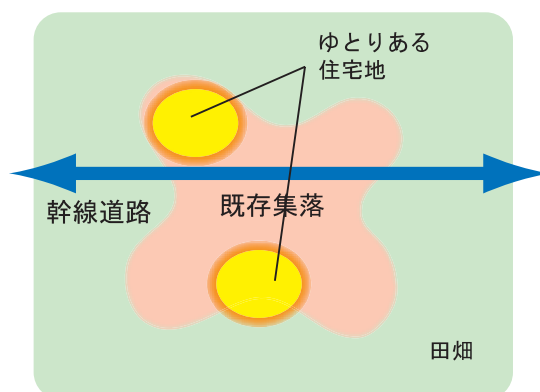
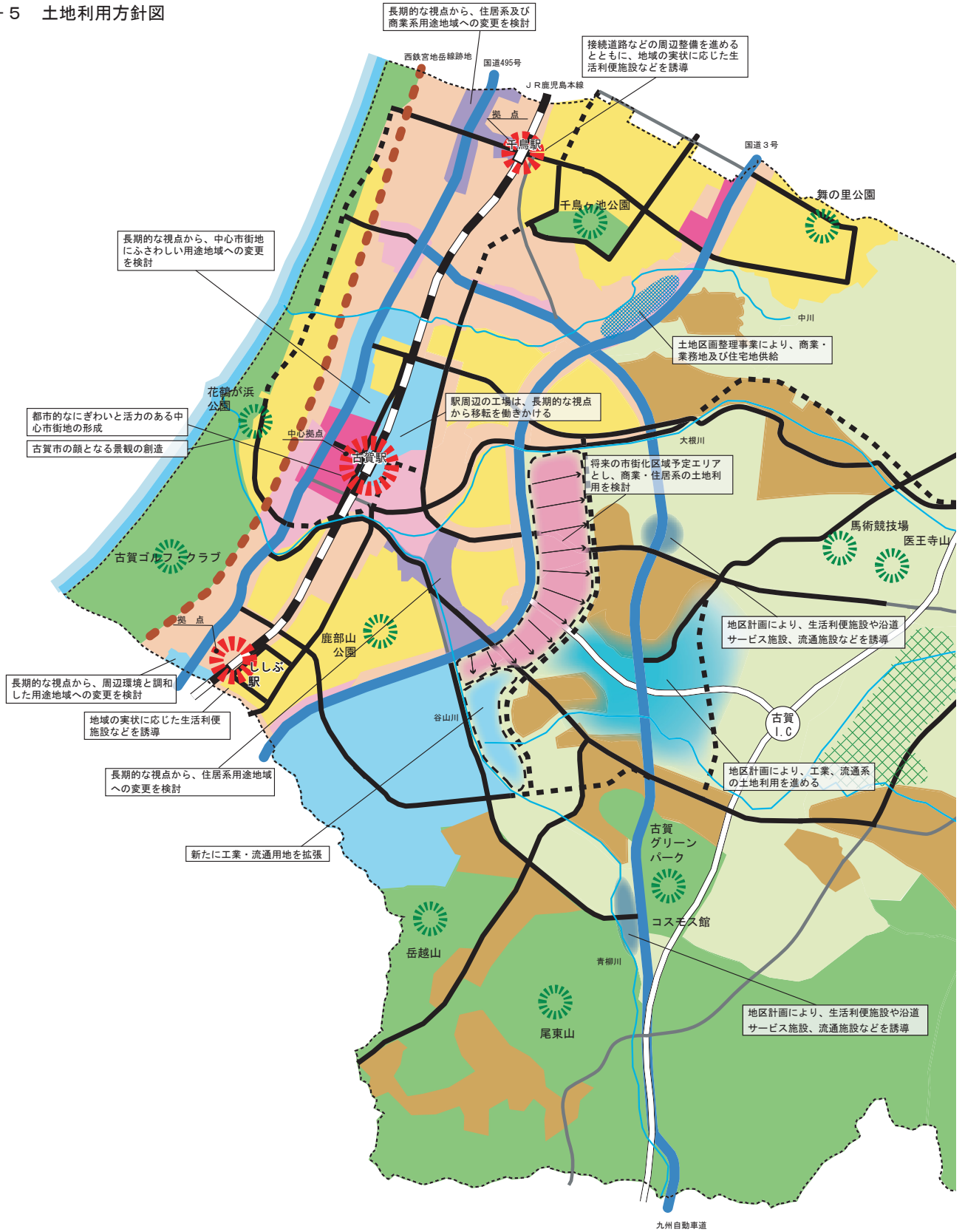
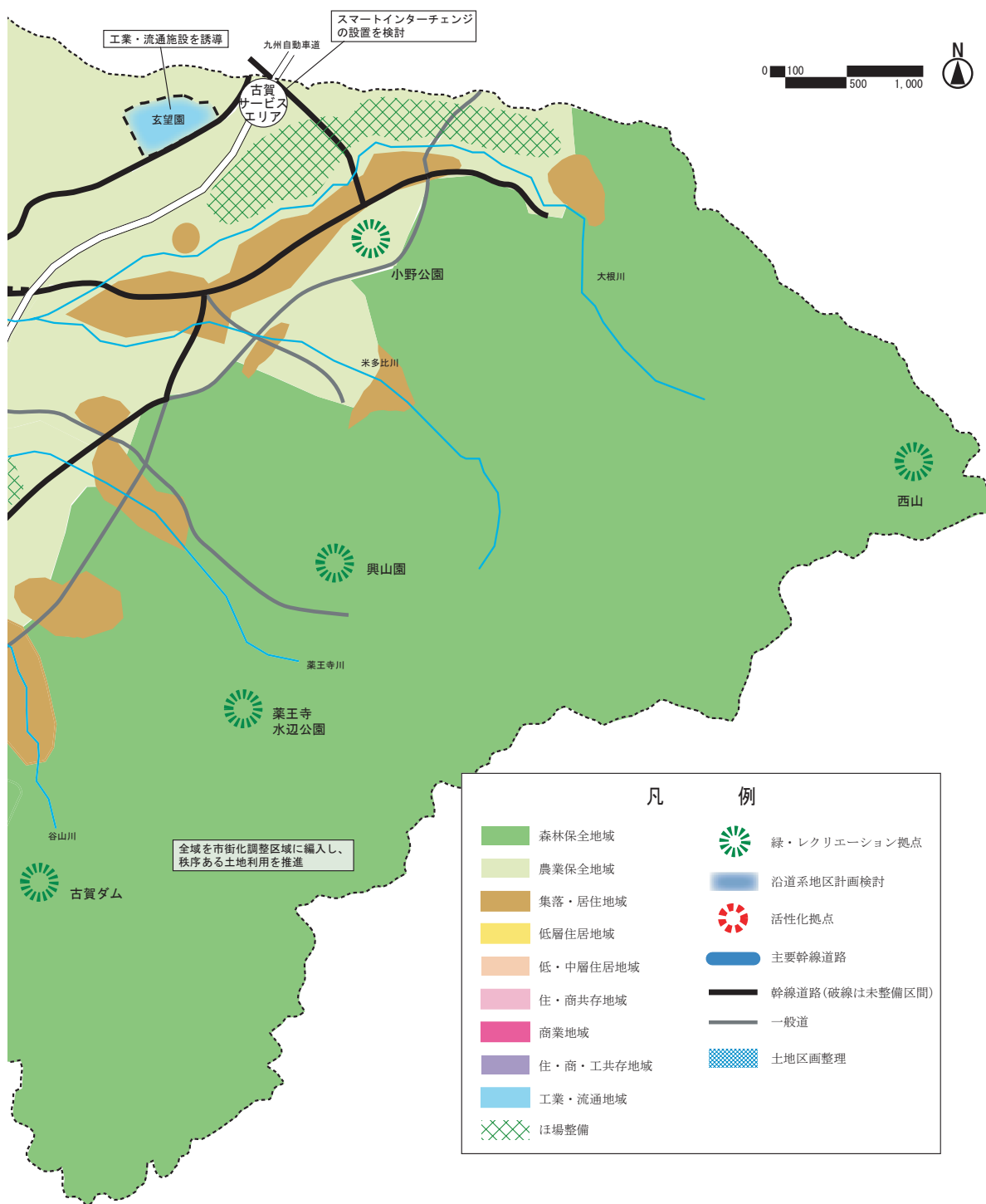


図3-5 土地利用方針図





凡 例	
	森林保全地域
	農業保全地域
	集落・居住地域
	低層住居地域
	低・中層住居地域
	住・商共存地域
	商業地域
	住・商・工共存地域
	工業・流通地域
	ほ場整備
	緑・レクリエーション拠点
	沿道系地区計画検討
	活性化拠点
	主要幹線道路
	幹線道路(破線は未整備区間)
	一般道
	土地区画整理

(2) 道路・交通体系の方針

基本的な方向性

1 広域幹線道路と地域内幹線道路の整備

渋滞の緩和、利便性の向上、地域間の交流を図るため、国や県とも協力しながら、広域幹線道路（主に南北の国・県道）や地域内道路（主に東西の市道）の整備を図ります。

2 全ての人々が安全かつ快適に暮らせるまちづくり

少子高齢化社会に対応していくため、ユニバーサルデザインに配慮した道路整備や公共交通の確保・ネットワークづくりに取り組み、すべての世代が安全かつ快適に暮らせるまちづくりを目指します。

3 既存施設を最大限に有効活用し、環境負荷にも配慮した効率的な道路整備

環境負荷の低減にも配慮しながら、限られた財源を有効に活用していくため、将来の需要予測等に基づき、時代の変化に対応した柔軟で効率的な道路整備を進めます。

◆道路・ネットワーク整備の方針◆

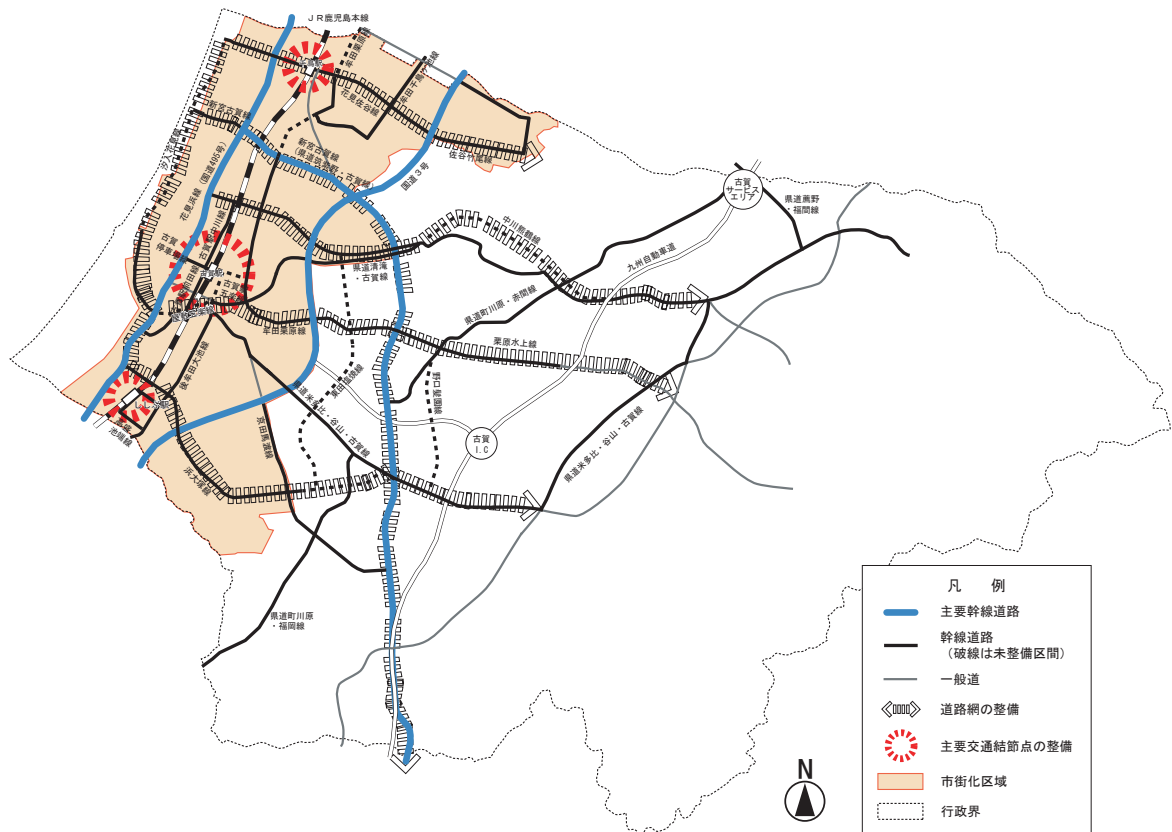
①幹線道路網の整備	<ul style="list-style-type: none">・国道3号、国道495号、主要地方道筑紫野・古賀線などの南北軸の幹線道路の整備は比較的進んでいます。これに比べて東西軸幹線道路の県道や市道、特に市道である都市計画道路の整備は遅れていることから、今後とも東西軸幹線道路の整備を計画的に進めます。・東西軸幹線道路の整備による交通の円滑化を図り、市域内及び市外との交流を促進します。
②狭あい道路の改善	<ul style="list-style-type: none">・古い既存住宅地や市街化調整区域内で多く見られる幅員4m未満の狭あい道路については、建築時の敷地後退など市民の協力のもと、長期的な視点で拡幅と改良に努めます。・側溝に蓋が敷設されていない狭あい道路では、道路側溝への蓋かけを行うとともに、蓋の上部面と車道面と段差がある場合、段差の解消を進めます。
③ユニバーサルデザインに配慮した道路整備	<ul style="list-style-type: none">・新規の道路整備はもちろんのこと、道路改良においても誰もが安全かつ快適に利用できるよう、長期的視点に立ってユニバーサルデザインに配慮した道路整備を進めます。
④歩道の整備	<ul style="list-style-type: none">・歩行者の多い道路や、公共施設等に接続する道路においては、歩道整備を計画的に進めます。特に児童や生徒の安全性を確保すべき通学路では、これを最優先課題として取り組みます。
⑤遊歩道（歩いてん道など）の維持・整備とネットワーク化	<ul style="list-style-type: none">・市民の健康増進のため、楽しく歩けるような遊歩道（歩いてん道など）の維持・整備や利用促進を図ります。・長期的には、これらの遊歩道や既存の歩道などが有機的に連携し、遊歩道のネットワークとなるように努めます。

⑥既存ストックの有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路で右折レーンがなく渋滞が発生している交差点については、計画的な改良整備を行い、渋滞の緩和に努めます。 ・道路交通量とのバランスに配慮し、全体道路幅員を変えずに歩道を拡幅するなど、柔軟で効果的な改良を行います。 ・地域の活性化や周辺交通の円滑化のため、古賀サービスエリアにスマートインターチェンジの設置を検討します。 ・老朽化が進んでいる道路や橋梁については、ライフサイクルコストを考慮しながら計画的な維持補修に努め、安全性の確保や施設の延命化に努めます。
⑦都市計画道路の検証	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路については、広域的な視点で近隣市町と連携を取りながら、必要性や実現性及び道路整備の優先順位の観点から検証を行います。 ・市全域を都市計画区域に編入することに伴い、都市計画道路の延伸など道路網の見直しを行います。

◆公共交通・ネットワーク整備の方針◆

①J R駅周辺の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・J R駅へのアクセス強化、利便性の向上を図るため、接続道路や駐輪場、駅前広場などの整備を進めます。
②公共交通ネットワークの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・国道3号や国道495号を通るバス、J R鹿児島本線の電車など、南北の広域公共交通ネットワークは充実している一方、市内の東西間をつなぐバス交通は利用者数の減少から路線・便数とも少なく、利便性が劣っているエリアもあることから、南北の広域ネットワークにつなぐ東西間の公共交通ネットワークの確保を地域の実状に応じた形で検討します。

図3-6 道路計画方針図



(3) 上下水道の方針

基本的な方向性

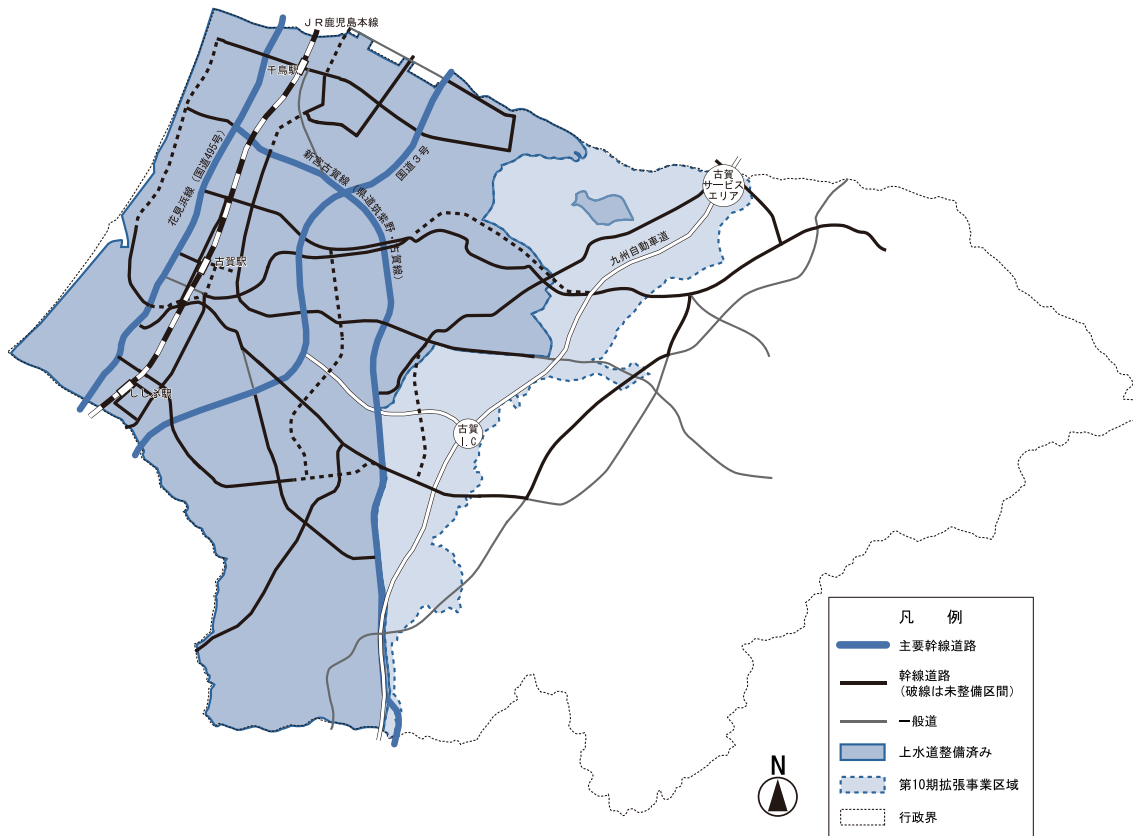
1 上水道の安定的な供給

上水道の安定的な供給を図るため、老朽施設の更新事業を計画的に進めるとともに、今後とも水道普及率の向上に努めます。

◆上水道整備の方針◆

①安定的な上水道の供給	・安全で安定的な上水道の供給を図るため、水源の維持・確保に努めるとともに、老朽施設の更新を計画的に進めていきます。
②水道普及率の向上	・給水区域においては今後とも水道普及率の向上に努めるとともに、必要に応じ、給水区域の計画的な拡大に努めます。
③水源涵養林の保全・育成	・東部から南部にかけてのまとまりのある森林は、古賀市の水瓶として、間伐・枝打ちなどを実施し、水源涵養林として保全・育成します。

図3-7 上水道整備計画区域



(4) 自然環境、公園・緑地の方針

基本的な方向性

1 自然環境の保全と活用

白砂青松の海岸部、神社仏閣周辺の緑地、水源涵養の機能を果たしている森林などは、引き続き保全に努めながら、レクリエーションの場としての活用も検討します。

2 公園不足地域における身近な公園の整備

市街地で公園が不足している地域においては、市民の身近なレクリエーションの場として、計画的な公園整備に努めます。

3 市民・事業者との共働による緑化の推進や、公園・緑地の適切な維持管理

自然とのふれあいや健康増進の場として整備した古賀グリーンパーク、薬王寺水辺公園、千鳥ヶ池公園、鹿部山公園、岳越山公園、花鶴が浜公園などは、今後とも市民や事業者との共働による適切な維持管理に努めます。



◆ 自然環境の保全・活用の方針 ◆

①海岸部の保全	・海岸部の松林は、風害や潮害、飛砂から建物などを守る重要な役割も果たしていることから、今後とも維持・保全に努めます。
②森林地域の保全	・森林地域の水資源涵養力や自然景観を保つため、今後とも計画的な維持・保全に努めます。 ・土砂の採取や採石、廃棄物投棄などによって森林環境が損なわれないよう古賀市森林緑地環境保全条例に基づき保全すべき区域を指定します。
③身近な緑の維持・保全	・神社仏閣周辺の緑地空間は、地域の貴重な財産として地域の理解と協力のもと、その維持・保全に努めます。 ・古賀グリーンパーク、薬王寺水辺公園、花鶴が浜公園など自然を活かした公園は、市民や事業者との共働により保全・育成に努めます。
④水辺環境の整備	・市民が水に親しめるよう、生態系にも配慮した水辺空間の整備を検討します。
⑤水と緑のネットワークの形成	・水と緑のネットワークの主要軸となる大根川や青柳川などの河川敷を歩きやすい遊歩道や親水空間として整備することを検討します。

◆ 公園・緑地の整備の方針 ◆

①身近な公園・緑地の整備	・市街化区域において公園が不足している地域については、地域住民と協議しながら、利用しやすい公園・緑地の整備を進めます。
②既設公園・緑地の維持保全、再整備	・市街化区域内の貴重な緑空間である鹿部山公園、千鳥ヶ池公園及び街区公園は、今後とも緑を残しながら維持・保全します。 ・利用しやすい公園・緑地とするため、地域の実状やニーズにあった公園・緑地の整備と維持管理に努めます。 ・公園の再整備にあたっては、①避難スペース、②自然とのふれあいの場、③レクリエーションの場など、多様な機能を視野に入れて検討します。

図3-9 自然環境、公園・緑地の方針図



(5) 景観形成の方針

基本的な方向性

1 自然景観や歴史的な景観の保全

犬鳴山系の山々、白砂青松の海岸線、河川などの自然景観や、古くからの建築物、神社仏閣など歴史的な景観を維持・保全し、市民共有の財産として次世代に継承していきます。

2 都市としての賑わいととのバランスある市街地景観づくり

都市の発展とともに形成されてきた市街地の景観については、都市としての賑わいととのバランスを図った景観づくりに努めます。

3 道路や鉄道沿いの良好な景観形成

都市景観の中で大きな要素を占める道路や鉄道沿いの景観についても一定のルールづくりを進め、良好な景観となるように誘導します。



古賀海岸（古賀）



青柳しょうゆ（川原）

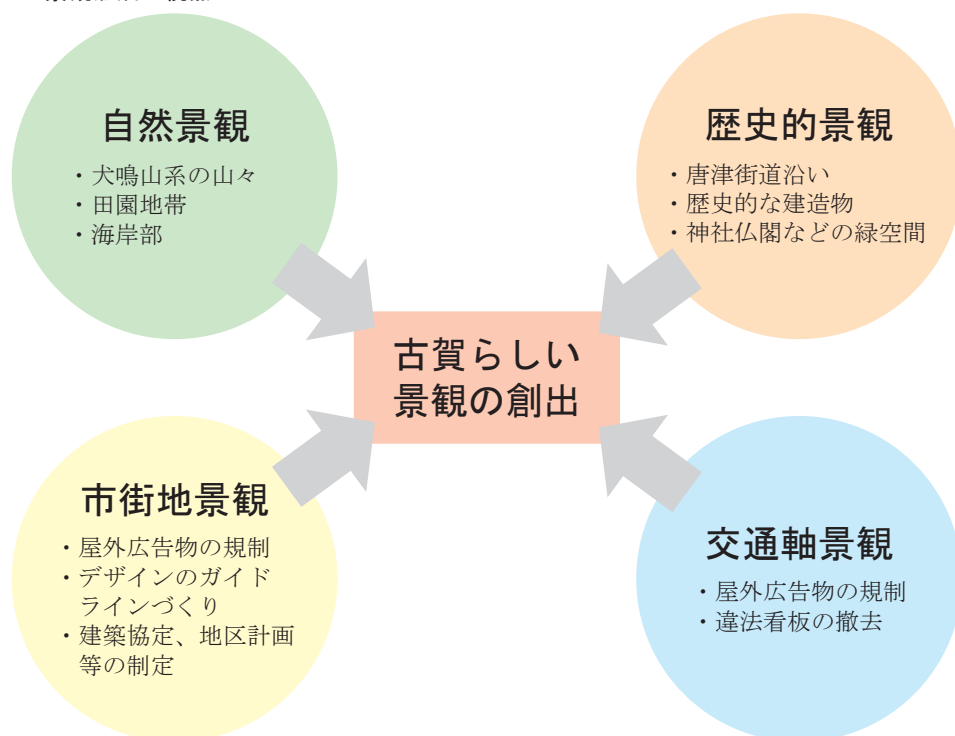


清滝清流と桜並木（薦野）

◆ 景観形成の方針 ◆

①自然景観の維持・保全	<ul style="list-style-type: none"> 古賀市東部の緑深き犬鳴山系の山々、中央部の田園地帯、白砂青松の海岸部、犬鳴山系から玄界灘に注ぐ河川は、古賀市の自然豊かなイメージを形成する重要な景観であることから、将来にわたって故郷としてのイメージを残し、次世代に伝えていくため、これらの自然景観の維持・保全に努めます。
②歴史的景観の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> 古くからの農村集落、かつての唐津街道青柳宿の面影を残す建物、歴史のある建造物などを再認識し、古賀市の歴史を表す景観として保全に努めます。 五所八幡宮、熊野神社、愛宕神社などの神社仏閣及び周辺緑地は、古賀市の歴史的景観を表す貴重な資源であることから、今後とも保全・活用に努めます。
③市街地景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> 市街地の大半を占める住宅地においては、地区計画や建築協定、緑地協定などを活用し、建物や外構のデザインのルールづくりや、生け垣・敷地内緑化の推進などを図り、地域の特性に応じた良好な住宅地景観の形成に努めます。 J R古賀駅を中心とする商業地では、都市的な賑わいととのバランスを図りながら古賀市の顔となる景観を誘導するとともに、歩いて回遊できる空間や憩いの場づくりに努めます。 新たな工業団地や流通団地などは、建築意匠や色彩に配慮したり、外周部に緩衝緑地を設置するなど、周辺環境と調和した景観形成の促進に努めます。
④道路や鉄道沿いの交通軸景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> 古賀市の南北交通軸を担う国道3号、国道495号、主要地方道筑紫野・古賀線及びJ R鹿児島本線などの主要な幹線道路と鉄道沿線に立地する商業・業務施設については、景観への影響が大きいことから、地区計画や建築協定などにより建築物の色彩や看板を節度あるものとするなど、景観に配慮した街並みづくりを誘導します。 将来的には適切な屋外広告物設置の規制・誘導や、市民との共働による違法看板の撤去などを検討し、美しい景観の形成に努めます。
⑤景観に配慮した公共事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 街並みの景観形成に影響が大きく、先導的役割を果たすべき道路や公共建築物などについては、色彩や形態など周囲の景観に配慮した整備を行います。また、古賀らしさを演出する統一したルールに基づいたデザインなどを検討します。
⑥景観計画や景観条例の検討	<ul style="list-style-type: none"> 古賀市の景観に対する方針や具体的な計画を明確にするため、景観計画や景観ガイドライン、景観条例などの策定を検討します。

図3-10 景観形成の視点



(6) 都市防災・防犯の方針

基本的な方向性

1 安心・安全な都市づくりの推進

安心・安全な都市生活を営んでいくため、地震や台風などの自然災害に対して被害を最小限に食い止めるような都市づくりを行います。

2 国・県・他自治体との連携を図った防災体制の整備

日常的な自主防災意識を高めるとともに、国・県・他自治体との連携を図った防災体制の整備を図ります。

3 「防犯のまちづくり」の推進

市民と地域、行政が一体となって取り組むシステムを構築し、犯罪のない安全で安心して暮らせる「防犯のまちづくり」を目指します。

◆都市防災の方針◆

①安全な住宅地の形成	<ul style="list-style-type: none">幅員 4 m 未満の狭あい道路が多く分布する古い住宅地や既存集落では、火災時における延焼の防止や消防活動の円滑化のため、長期的視点に立って道路の拡幅や交差点部の隅切りを進め、安全性を高めます。消火栓や防火水槽の整備を進めます。また、延焼防止のために適切な位置への緑地整備を進めます。
②オープンスペースの整備	<ul style="list-style-type: none">公園や広場などのオープンスペースは、災害時における避難場所や緩衝地としての機能も備えることから、地域防災計画で一時避難所として位置づけ日常的な PR を行うとともに、適切な配置と維持管理に努めます。
③治山・治水の強化	<ul style="list-style-type: none">危険箇所への保安林指定などにより、山地崩壊、地滑りなどの災害防止に努めます。河川の氾濫を防止するため、危険箇所については自然環境にも配慮しながら、護岸工事を進めます。
④避難・救援体制の強化	<ul style="list-style-type: none">避難場所における備蓄資材や、緊急時の情報伝達システムの充実に努めます。古賀市防災マップ、広報活動などを通じて市民に対し避難所などの周知に努め、日頃から防災に対する意識の高揚を図ります。

◆防犯のまちづくりの方針◆

①防犯灯の整備	<ul style="list-style-type: none">市民アンケートにおいても要望が高い防犯灯については、地域住民と協議しながら、必要な箇所への設置を積極的に進め、夜間における犯罪や交通事故の未然防止に努めます。
②防犯の視点を加えた都市環境整備	<ul style="list-style-type: none">道路や公園などの公共施設においては、隅切りや樹木の配置などに配慮し、安全な見通しの確保に努めるなど、防犯の視点を加えた環境整備に努めます。
③防犯ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none">防犯のまちづくり連絡協議会などにより、情報の共有化及び関係機関・団体の連携を強化します。さらに事業者や各種団体に防犯への協力の輪を広げていきます。防犯情報の窓口を設置し、情報の一元化を図ります。また、メールなどにより防犯団体や協力者への迅速な情報提供を行うシステムづくりを進めます。